



流山市監査委員告示第9号

随時監査（公金管理）の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

令和元年11月5日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮



第4号様式

流教公第51号

令和元年9月10日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会

教育長 後田 博美



監査結果に基づき講じた措置について (通知)

令和元年9月5日付け、流監第41号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和元年 9 月 5 日 ・ 流監第 4 1 号		
監 査 の 種 別	随時監査（公金管理）		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
生涯学習部 公民館	意見	会計管理者から交付を受けていた釣銭に余剰金が発生していたことから、不要な釣銭の返還を要望する。	令和元年 5 月 2 3 日付けで会計管理者に釣銭の余剰金 1 0, 0 0 0 円を返還しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。  
表示は、「指摘」又は「意見」とする。